

認定認知症領域検査技師制度規則

第一章 総則

第一条 認定認知症領域検査技師制度は、認知症の予防並びに認知症患者の治療の場において、病態を理解した臨床検査技師が対応することで、患者と家族の不安の軽減と正確な検査の実施が行えることから、臨床検査に関する専門性を生かして認知症の診断・治療を担当するチーム医療の一員として参加できる臨床検査技師を育成・確保することを目的とする。

また、これにより、増え続ける認知症の発症予防（一次予防）、疾患の早期発見・早期治療（二次予防）、疾患の再発予防・進行防止（三次予防）までを視野に入れた形で社会的な要請に応えられることを目標とする。

認定認知症領域検査技師は、認知症に関する臨床検査の専門的な知見を有し、認知症を発症する多様な疾患の診断や高齢者の全身状態を把握するための様々な臨床検査の結果について患者の QOL を保つための提言が行える専門家的存在として、医療関係者から評価されることが期待される。

第二条 この制度は日臨技認定検査技師制度規則・同施行細則に基づいて運営される。

第三条 この制度に必要な具体的内容ならびに実施に関する全ての事項を作成するために必要な、認定認知症領域検査技師制度審議会（以下、審議会と略）を設置する。

第四条 審議会には一般社団法人日本臨床衛生検査技師会（以下、日臨技と略）と、日本認知症予防学会（以下、予防学会と略）および認知症関係学会（以下、関係学会と略）から委員を選出する。

1. 日臨技から若干名、予防学会、関連学会から各 1 名で計 6 名以内とする。
2. 委員の任期は 2 年とし、重任を妨げない。
3. 補欠または増員により選任された役員の任期は、前項の規定に関わらず前任者または他の現任者の在任期間とする。
4. 委員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行う
5. この制度の事務を処理するため日臨技認定センター内に事務局を設ける。

第五条 審議会の議決は、構成員の過半数が出席し、出席者の過半数の同意をもって行う。

第六条 認定認知症領域検査技師制度は、予防学会が取り組んできた旧認知症領域検査技師制度を発展的に継承する。

第二章 認定認知症領域検査技師の試験申請者の資格

第七条 認定を申請するものは、次の各項の条件を全て満たす者であること。

1. 日本臨床衛生検査技師会の会員であり、「日臨技生涯教育研修制度」修了者であること
2. 受験前に所定の単位を取得していること
認定試験の受験に必要な単位は資格更新審査基準単位の必要最低単位数の 2 分の 1 以上とする。

尚、虚偽の申請があった場合、2 年間の受験資格停止を行うこととする。

第三章 認定認知症領域検査技師の認定

第八条 資格審査および認定試験は、審議会の責任において実施し、審議会が定める水準に達した受験者を認定する。

なお、第1回の認定において予防学会が認定した被認定者について試験を免除する。

第九条 認定認知症領域検査技師認定証の有効期限は5年間とし、認定制度の水準を保持するための認定更新を行う。

第四章 認定更新

第十条 5年ごとの認定更新は有効期限の最終の年に行うこととする。認定更新申請は更新申請料を添えて、認定期間内最終年の8月1日～10月末日までに更新申請書類一式（資格更新申請書及び指定様式）を日臨技認定センター宛に提出しなければならない。更新期限が切れた資格の追認は行わない。

第十一条 5年間に取得すべき更新申請資格審査基準は次のとおりとする

1. 更新申請時に日臨技の会員であること
2. 更新申請時に「日臨技生涯教育研修制度」修了者であること
3. 別表に定める「資格更新審査基準単位」の条件を満たすこと
4. 予防学会の会員であること、もしくは、予防学会の会員による推薦を受けた者

第十二条 不慮の事故や療養、出産及び長期間の海外出張、転勤や配置転換などの理由により、更新の手続きならびに更新の条件が遂行できない場合、申請時に更新延免申請書を申請することで、審議会が申請期間を延長する場合がある。

第十三条 次の1から2の場合は認定資格の更新は行わず、また、3の場合は審議会が決定し、日臨技認定協議会の決議をもって認定資格を取り消すことができる。

1. 認定認知症領域検査技師の更新申請を行わなかったとき
2. 認定認知症領域検査技師の更新が認められなかったとき
3. 認定認知症領域検査技師としての適格性を明らかに欠くと認めたとき

第五章 ワーキンググループの設置

第十四条 審議会は公平且つ円滑な認定試験実施並びに資格更新制度維持の為ワーキンググループを設置することができる。各ワーキンググループには互選で委員長を置く。

1. 試験ワーキンググループ
2. 資格更新・研修会ワーキンググループ

第六章 規則の施行と改廃

第十五条 この規則の改廃は審議会の決定をもって行う。

第十六条 この規則は平成26年9月10日から施行する。

2. この規則は平成29年2月25日に改正する。
3. この規則は平成29年4月1日に改正する。

別 表（平成 29 年 4 月 1 日改正）

※平成 29 年 4 月 1 日からの取得について有効

「資格更新審査基準単位」

認定認知症領域検査技師の資格更新審査に必要な最低単位数は 100 単位とし、次の中から取得した単位の合計数をもって審査する。なお、認定試験の受験に必要な単位は資格更新審査基準単位の必要最低単位数の 2 分の 1 以上とする。

1. 日臨技主催の JSDP 技師講座の修了 40 単位
2. 日臨技主催の指定講習会の修了 30 単位
3. 日臨技主催の JSDP スキルアップセミナーの修了 20 単位
4. 日臨技主催のスキルアップセミナーの修了 20 単位
5. 日臨技主催の認知症対応力向上講習会 A 30 単位（平成 29 年度開催）
6. 都道府県技師会主催の認知症対応力向上講習会 B 20 単位（平成 29・30 年度開催）
7. 審議会委員を派遣する認知症関係学会の主催する研修会・講演会の参加 10 単位
8. 上記 1 から 7 における講師を務めた場合 10 単位
9. 日臨技各種認定制度の認定資格保有者 20 単位
10. 都道府県技師会を含む他法人および他学会主催の認知症領域に関する研修会で、以下の条件すべてに合致している承認研修会への参加 5 単位

〔条件〕

- ・通算講義時間は 3 時間を超えるもの
 - ・主催者より日臨技認定センター宛に開催の 1 ヶ月より前に申請され、審議会委員である日臨技理事により承認されたもの
 - ・講義参加証明書（修了証書ほか）が発行されること
11. 予防学会学術集会への参加（参加のみ） 20 単位（発表有り） 30 単位
なお、予防学会が主催する各講座は、当学会の会員でなくても受講できるものとする。
 12. 審議会委員である日臨技理事が予め指定する学会・研修会等への参加 5 単位
 - ・参加が確認できる参加申込受付票または領収書などが発行されること

別 表 (平成 27 年 2 月 25 日改正)

※平成 29 年 3 月 31 日までの取得について有効

「資格更新審査基準単位」

認定認知症領域検査技師の資格更新審査に必要な最低単位数は 100 単位とし、次の中から取得した単位の合計数をもって審査する。

1. 予防学会学術大会における認知症領域検査技師講座の修了 40 単位
2. 予防学会主催の認知症領域検査技師講座の修了 20 単位
3. 日臨技主催の認知症領域検査技師指定講習会の修了 30 単位
4. 審議会委員を派遣する認知症関係学会の主催する研修会・講演会の参加 10 単位
5. 上記 1 から 4 における講師を務めた場合 10 単位
6. 日臨技各種認定制度の認定資格保有者 20 単位
7. 他法人および他学会主催の認知症領域に関する研修会で、以下の条件すべてに合致している研修会・セミナーへの参加 5 単位

[条件]

- ・通算講義時間は 3 時間を超えるもの
 - ・主催者より日臨技認定センター宛に開催の 1 ヶ月より前に申請され、審議会委員である日臨技理事により認可されたもの
 - ・講義参加証明書として修了証書などが発行されること
8. 予防学会学術集会への参加 10 単位

なお、予防学会が主催する各講座は、当学会の会員でなくても受講できるものとする。